

精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書

障害者基本法は、身体障害者および知的障害者と同様に「障害者」と定義している。障害者の自立および社会参加を促進するためには、公共交通機関等における経済的な移動手段が必要不可欠であります。現在身体障害者、知的障害者に対しては鉄道、バスの運賃や高速道路などの運賃割引制度の実施により経済的負担の軽減がされていますが、精神障害者は除外されています。

よって、国に対しまして、交通運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障害者についても身体障害者、知的障害者と同等に適用となるよう必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

義務教育費国庫負担率の復元と教職員定数の改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。